

立山町消防吏員防火衣等仕様書

立山町消防本部

立山町消防吏員防火衣等仕様書

1. 概要

この仕様書は、立山町消防吏員が装着する防火衣等（防火衣上下、防火帽、しころ、防火靴）について定める。

2. 総則

- (1) この防火衣等に使用する材料及び付属品は、全般にわたって十分検査が実施され、この仕様書を全て満たすものでなければならない。また、本仕様書の細部及びその他について疑義がある場合は、立山町消防署担当者の指示を受けること。
- (2) 総務省消防庁「消防隊員用個人装備のあり方について」に示される、「**消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン（改訂版）**」（令和4年4月15日付け消防消第113号通知）の規格に適合する製品を納入すること。

3. 防火衣上下

- (1) 防火衣の上下は、外衣と內衣からなる多層構造とし、外現場活動等において運動機能性の向上及びヒートストレス軽減を考慮した上衣と下衣（サスペンダー付き）で構成すること。
また、難燃性の活動服上衣※1の装着がなくても、ISO11999-3:2015（レベル1）の基準を満たすこと。
- (2) 胸ポケットは、立山町消防署が使用する無線機が収納できる大きさとし、箇所数及び細部の仕様は、立山町消防署担当者と協議のうえ決定すること。
- (3) 背ヨーク部及び裾部に消防本部名等を反射文字で表示し、反射材は、視認し易い箇所に設けること。
位置及び大きさ等については、立山町消防署担当者と協議のうえ決定すること。
「 **FIRE DEPT.**
立 山 町 」 「 **TOYAMA** 」
- (4) ズボン腰部のベルト通しは、墜落静止用器具（藤井電工社製のワン・ハンドリトラ）が容易に装着できる構造とすること。
また、ランヤード収納時に先端に取り付けられたカラビナを掛けるためのカラビナループを2箇所設けること。

4. 防火帽・しころ

- (1) 帽体には、着装体、保持装置、フェイスシールドが取り付けられている構造とし、帽体には着脱可能なしころを取り付けること。
- (2) しころの表面と裏面は防火衣と同一生地とすること。
- (3) 帽体表面に徽章を貼り付け、「立山町消防本部」と左右に切文字をし、階級ごとに赤スコッチテープを巻くこと。
位置及び大きさ等については、立山町消防署担当者と協議のうえ決定すること。
- (4) 保持装置（顎ひも）は、片方をワンタッチにより着脱できるものであり、使用中に防火帽の脱落、又はぐらつきがないように確実に締められるものであること。

5. 防火靴

- (1) 防火靴は、耐炎性、耐熱性、耐水性、浸透性、帯電防止性、耐衝撃性及び機械的強度を有する革製若しくは合皮製の防火靴とすること。（ゴム製防火靴は認めない）
- (2) 防火靴は、爪先を保護する先芯を入れ、靴底に踏抜き防止板を入れた構造とすること。

6. その他

- (1) 契約候補者は、プレゼンテーションにて提案した防火衣等の細部の仕様を、立山町消防署担当者と協議すること。
- (2) 防火衣等の標準装備とオプション（ポケット数、補強材数、ループ数、標準装備からの軽微な仕様変更等）が各製作メーカーで異なることから、プレゼンテーション時に説明すること。

※1 立山町消防吏員が着用 of 「ストレッチ活動服 仕様書」のとおり。（必要に応じ立山町消防署担当者に確認すること）

7. 品名及び数量

立山町消防吏員防火衣等 7セット

8. 納入期限

令和8年3月31日（火）

9. 納入場所

富山県中新川郡立山町米沢 36 番地 立山町消防署